

## 「大阪府三島圏域版」傷病者の搬送及び受入れの実施基準（改正案）新旧対照表

改正後	改正前
<p>消防法第35条の5第2項の規定により、三島圏域における傷病者の搬送及び受入れの実施基準「以下、「実施基準」という。」を次のとおり定める。 実施基準において定める事項は次の図表のとおり。</p> <p>(図表) (略)</p> <p><b>1. 医療機関分類基準（第1号）</b> 大阪府実施基準で定められた分類基準に準じる。</p> <p><b>2. 医療機関リスト（第2号）</b> <b>(1) 医療機関リスト</b> 医療機関分類基準に応じて、各医療機関が診療機能の区分を選択し、提供された受入可否情報を取りまとめて作成した医療機関リストを別紙に示す。医療機関リストは、毎年、記載内容の変更等の確認を行い、更新する。<u>保健医療協議会の開催までに、医療機関リストの変更が必要な場合は、メディカルコントロール協議会の会長の確認を以て変更を行う。変更内容については、次回の保健医療協議会で報告する。</u></p> <p><b>(2)</b> (略)</p> <p><b>3. 傷病者観察基準（第3号）及び医療機関選定基準（第4号）</b> 大阪府実施基準で定められた観察基準及び選考基準に準じる。</p> <p><b>4. 医療機関伝達基準（第5号）</b> 大阪府実施基準で定められた伝達基準に準じる。</p> <p><b>5. 受入医療機関確保基準（第6号）</b> 大阪府実施基準で定められた確保基準に準じる。</p> <p><b>6. 大阪府が必要と認める事項（第7号）</b> 大阪府実施基準で定められた事項に準じる。</p>	<p>消防法第35条の5第2項の規定により、三島圏域における傷病者の搬送及び受入れの実施基準「以下、「実施基準」という。」を次のとおり定める。 実施基準において定める事項は次の図表のとおり。</p> <p>(図表) (略)</p> <p><b>1. 医療機関分類基準（第1号）</b> 大阪府実施基準で定められた分類基準に準じる。</p> <p><b>2. 医療機関リスト（第2号）</b> <b>(1) 医療機関リスト</b> 医療機関分類基準に応じて、各医療機関が診療機能の区分を選択し、提供された受入可否情報を取りまとめて作成した医療機関リストを別紙に示す。医療機関リストは、毎年、記載内容の変更等の確認を行い、更新する。</p> <p><b>(2)</b> (略)</p> <p><b>3. 傷病者観察基準（第3号）及び医療機関選定基準（第4号）</b> 大阪府実施基準で定められた観察基準及び選考基準に準じる。</p> <p><b>4. 医療機関伝達基準（第5号）</b> 大阪府実施基準で定められた伝達基準に準じる。</p> <p><b>5. 受入医療機関確保基準（第6号）</b> 大阪府実施基準で定められた確保基準に準じる。 <u>なお、受入医療機関確保に関する圏域の取組みとして、現場対応時間が15分又は3病院以上に連絡を取り搬送先が決定しない場合、三島救命救急センターに連絡してメディカルコントロールを受けるものとする。</u></p> <p><b>6. 大阪府が必要と認める事項（第7号）</b> 大阪府実施基準で定められた事項に準じる。</p>